

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成29年2月1日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

2月1日

| | |
|---|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件----- | 1 |
| 開会の宣告----- | 2 |
| 委員会記録署名委員の指名----- | 2 |
| 請願第1号の審査----- | 2 |
| 請願紹介議員説明（安藤薫議員） | |
| 質疑（増永和起委員） | |
| 理事者説明（国保年金課長） | |
| 理事者への意見聴取（増永和起委員、嶋野浩一朗委員、藤浦雅彦委員、森西正委 員） | |
| 討論（増永和起委員） | |
| 採決----- | 36 |
| 閉会の宣告----- | 36 |

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成29年2月1日(水) 午後1時 1分 開会
午後3時18分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 増永和起 委員 藤浦雅彦
委員 嶋野浩一朗 委員 森西正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

保健福祉部長 堤 守
国保年金課長 安田信吾 同課長代理 大西健二

1. 説明のため出席した議員

請願紹介議員 安藤 薫 請願紹介議員 山崎雅数
請願紹介議員 弘 豊

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 総括主査 田村信也 同局書記 渡部真也
同局書記 坂本敦志

1. 審査案件

請願第1号 国保改悪につながる「府内統一化」に反対し、国保料の引き下げと減免制度の拡充を求める請願

(午後 1 時 1 分 開会)

○上村高義委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

請願第 1 号の審査を行います。

なお、本件に関し 1 2 9 名の署名が追加提出されましたので報告します。合計 2, 6 7 7 名となります。

それでは、紹介議員からの説明を求めます。

安藤議員。

○安藤薫議員 こんにちは。きょうは請願審査にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

国保改悪につながる「府内統一化」に反対し、国保料の引き下げと減免制度の拡充を求める請願の紹介議員、私安藤と山崎議員、弘議員、3 名が紹介議員になっておりますが、代表して私のほうからこの請願の趣旨の説明をさせていただきます。

国民健康保険は、市民の命、健康を守る大切な社会保障の制度の一つです。摂津市保健福祉部国保年金課が発行しています摂津市の国保、平成 2 8 年度版によりますと、摂津市の全世帯の 3 5 . 2 2 %、人口の 2 7 . 3 4 % が加入し、そのうち 4 8 . 1 % が 6 8 歳以上の高齢者となっています。

また、加入世帯の 6 4 . 8 % が低所得者を対象とした法定の保険料軽減を受けています。国保加入者の約 7 割が所得 2 0 0 万円以下の世帯だとも言われています。低

所得者や高齢者が多く加入する国民健康保険の健康で文化的な最低限度の生活を営む国民の権利や全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努める国の義務を記した憲法第 2 5 条、社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的とした国民健康保険法に沿った運営が求められていることは言うまでもありません。

ところが、実態は国保加入者にとって大変厳しいものとなっています。この 4 年間で労働者賃金は年額で約 1 9 万円減り、年金支給額も年々下がっています。一方で、税金や公共料金の引き上げ、生活用品の値上がりは低所得者や高齢者の生活を圧迫しています。その上、摂津市の国保料は平成 2 6 年度、平成 2 7 年度と 2 年連続で引き上げられました。これでは市民の命を守るための国保が、市民の暮らしを苦しめてしまうという矛盾を拡大するものと言えないでしょうか。

さらに、2 年後の平成 3 0 年度から導入が予定されています都道府県への一元化は、これまで十分とは言えないまでも摂津市独自の市民の負担軽減策、健康づくりや収納努力の継続、充実を困難にしてしまいかねません。

よって、摂津市に対して以下 6 項目について実施していただくよう、請願するものであります。

それでは、項目に沿って随時ご説明をさせていただきたいと思えます。ちなみに、請願者は摂津市

香露園18番5号、摂津社会保障推進協議会会長、坂本雅義、以下2,548名の署名が添えられて請願が提出されておりますが、後日129筆の署名も追加され、合計で2,677筆の同意する署名も添付されていることを最初に申し添えておきたいと思っております。

それでは、第1項目目、誰もが払える国保料に引き下げること、国庫負担を大幅にふやすよう、国に意見を上げることについてです。先に申し上げましたとおり、摂津市は平成26年度に約9,000万円、平成27年度には3,400万円の国保料の値上げを行いました。しかし、それぞれの年度の決算では約3億円と2億7,000万円、それぞれ単年度黒字を計上し、長年の累積赤字を解消し、さらに約1億7,000万円の繰越利益まで積み上げることになりました。保険料の値上げ幅と比べ、余りにも大きい黒字額で、ただでさえ高い国保料なのに、本当に値上げが必要だったのか、疑問の声が上がっています。ちなみに、所得200万円の65歳以上の2人世帯で、平成28年度の保険料は約27万円、所得の13.5%を占めています。

また、現在、国、都道府県による国保の公費負担は給付費掛ける50%、半額ですが、1984年の国民健康保険法改定以前、定率負担と調整交付金を合わせた国庫負担は、総医療費掛ける45%で、給付費に直せば6割以上の公費負担が行われていました。この間、全国知事会は国との国保改革の協

議の場で、1兆円の国庫負担増を要求しています。これが実現すれば、国保料は1人当たり3万円、4人家族で12万円の軽減となり、国保の保険料負担が協会けんぽと同水準になるというのが知事会の説明であります。

このことから、誰もが払える国保料に引き下げること、そのためにも国庫負担を大幅にふやすことを国に意見を、摂津市として上げていくことが重要だと考えます。

次に、2番目と5番目の項目について申し上げます。低所得者や多人数世帯など、摂津市独自の減免制度を拡充すること、及び一部負担金減免の制度拡充についてです。摂津市の国保料は、世帯の人数増による保険料負担が大きいと言われております。所得200万円で子どもなしの40代夫婦でも、所得の17%に当たる34万524円が保険料です。子ども2人の4人家族になりますと、法定の2割軽減がかかっても37万3,031円、子ども3人の5人家族では、40万2,395円と、何と所得の2割が保険料で占められているという状況であります。摂津市は、保険料軽減や一部負担金減免のために法定外繰り入れを行い、独自の努力をされてきました。その点、大変評価するものであります。昨今の市民の貧困化の進展や負担感の大きい多人数世帯への減免策の拡充は、さらに努力が必要だと考えます。

次に、第3、第4、滞納世帯の生活実態に十分耳を傾け、無差別的な財産調査や一方的な滞納処分

を行わないこと、資格証の交付は中止することについて申し上げます。払いたくても払えないほど重い負担となってきた国保料の徴収強化や、一方的な滞納処分は、滞納世帯を市役所からますます遠ざけてしまうものです。そして、資格証は、医療の窓口で一旦10割負担となり、受診抑制や治療中断を招くものです。

摂津市では、保険料の納付と保険証の交付は別扱いと考え、原則窓口、市役所の窓口で保険証を留め置きすることをせず、短期証が加入者のもとにきちんと届くようになっていきます。そして徴収事務では、コールセンターや市民の窓口対応などの努力を行い、収納率はこの間下がっていません。これまでの市の対応と実績をもとにして、国や大阪府の収納強化方針で収納率を上げることはできない。このような収納強化などや資格証の発行を行わず、この摂津市の対応を継続発展させていくことを求めるものです。

最後に、6番目の国保改悪につながる府内統一化や減免制度の改悪縮小に反対することについてです。大阪府は、国民健康保険法改定に伴う国保の都道府県化を進めるに当たり、統一した保険料率をつくり、一般会計、法定外繰り入れや保険料減免、一部負担金減免制度を原則行わない方向で進めようとしています。これらが強行されますと、たとえ国の財政支援拡充がされたとしても、市民から現在喜ばれている摂津市独自の減免制度の継続は困難になり、保険料

も大幅に引き上げられてしまいます。ちなみに、平成27年度決算で、保険料軽減などのための一般会計を法定繰り入れ額は約2億5,000万円、1世帯当たりの保険料に直しますと、約1万8,000円に相当します。法定外繰り入れが認められなければ、1世帯当たりの保険料が大幅にアップすることになってしまいます。改定国民健康保険法では、大阪府は市町村とともに共同保険者とはなりません。役割分担がなされ、市町村は資格の管理、保険給付、保険料の決定、保険事業の実施など、引き続き地域に密着したきめ細かい事業を担っていくものとされています。国も、将来的には統一保険料を目指しつつも、保険料率の一斉統一化を見送っています。また、法定外繰り入れに関しては、政策的判断で市町村が繰り入れるものについては削減すべきでないという法定外繰り入れについても認めています。このような地域の実情を無視した、また市町村の自治権を侵害するようなやり方は全国でも少数となっています。国の考え方もねじ曲げて、府内統一化を進める大阪府のやり方には、今、反対意見や疑問視する声が多く上がっています。摂津市も加わる北摂市長会からも、要望が上げられたり、他の自治体議会でも反対の意見書が採択されています。摂津市独自で実施されてきた減免制度や保険料抑制策を破壊するような府内統一化には、市民の命と健康を守ることを第一の役割とする基礎自治体、摂津市が他市とともに連携し

て強く反対することが必要だと思います。

以上、るるご説明、述べてまいりましたが、二元代表制の一翼を担う市民の多様な意見を集約し、市政に反映すべく委員の皆様にご理解をいただき、何とぞご採択をいただきますようお願いして、趣旨の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○上村高義委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、質問をさせていただきます。

今、趣旨説明の中で、国民健康保険料の2年連続の値上げについてご説明がありましたけれども、子育て世代などを中心に説明がありました。ほかにもこういう影響があるというようなことがあれば、教えてください。

それから、二つ目に、保険料の減免や一部負担金減免制度、ここについて独自の努力を評価すると摂津市についておっしゃっておられましたけれども、その具体的な中身について、こういうことがあるというようなことがあれば教えてくださいと思います。

そして3番目、府内統一化について、反対の趣旨、ご説明がありましたけれども、さらにこういうことがあるということがあれば教えてくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 答弁をお願いします。

安藤議員。

○安藤薫議員 平成26年と平成27年度、摂津市が2年連続で国保料を値上げしたことに关してであります。先ほども趣旨説明の中でご紹介をさせていただきましたが、もともと国民健康保険は自営業者の方々のみならず、小規模事業所で働く人たちや、非正規労働者、また失業者の方々、また社会保険を脱退して加入される、国保に加入される高齢者の方々と、比較的収入の低い方々が加入される制度であることはご承知のとおりだと思います。同時に、高齢者の方や失業者の方々などは、体を壊しておられる方も多くいらっしゃるということで、保険給付額は一般の若年層と比べても大変高くなっているということで、そもそも国民健康保険という制度自体が、保険料だけでその制度そのものを賄っていくことは困難なものです。

だからこそ、国庫負担や都道府県の負担、市町村の努力によって払える保険料で、みんなで保険料を、保険を支えていく、とりわけそれは先ほど申し上げましたように、憲法25条の基本的な人権、または生存権という国のあり方の根幹をなす憲法の精神を具体化するための国民健康保険法にも明記されているものであります。

保険料を引き上げることによって、とりわけ収入が少ない世帯の、特に若年層の場合、所得の十数%が国民健康保険の保険料だけで占められてしまいます。これに、例えば国民年金であれば国民年金保険料も毎年引き上げられておりますので、1か月で今、1万六千数

百円になっております。夫婦2人で合わせますと3万円以上にもなります。さまざまな費用負担が若年層にはかかってきてます。これに加えて、例えばお子さんが保育所に入園する、小学校に入学する、中学校に進学する、高校に進学する、入学時には大変大きなお金がかかります。先般の12月議会の一般質問で私も取り上げましたけども、中学校の新入学のときに制服を買うためのお金などを含めると、10万円は下らないというような状況があるわけですね。子育て世帯というのは、年々こうした子育てや教育のためにお金も必要になってきます。加えて、今若い子育て世代は、みずからが通っていた大学、専門学校に行ったときの授業料、利子付きの奨学金として借りておられます。結婚して子育てをするような段階になっても、今でも奨学金の返済も行っているということで、子育てをしながらみずからの教育のための費用も繰り返し払っていると、さまざまな負担がある中で、十数%の保険料というのは大変重いと思います。先ほども言いましたように、4人家族の40代の夫婦と2人のお子さんのいらっしゃる年間所得200万円世帯で、平成28年度の保険料が37万3,031円と申し上げました。実は4年前、平成25年度は35万6,224円と、現在よりも約1万7,000円ほど低かったんですね。3人のお子さんのいらっしゃる世帯でいきますと、平成28年度40万2,395円が、4年前平成25年度

は34万5,952円でした。約5万円近い国保料の負担がふえてるんです。3万円から5万円の給料を、今、収入を上げるというのは並大抵のことではありません。こうしたことから、こうした2年連続の値上げにより大きな負担が摂津市民の人たちに、国保加入者の方々にのしかかっているということを、ぜひご理解をいただきたいと思います。

続いて、保険料減免、一部負担金減免の具体例をということでございます。さまざまな市民の皆さんからの相談事が委員の皆様のもとにもたくさん寄せられていることと思いますが、最近はやはり国保、医療関係の相談事がふえていると思います。

ある方がこのようなことをおっしゃってきておられます。この方は、突然会社から解雇を言い渡された。正社員ではなく、6か月更新の非正規労働者で、しかも少し障害を持っておられるということで、毎日ハローワークに通っていても、なかなか職が見つからないまま、失業保険が切れるのを大変不安に思いながら求職活動を行っておられて、そのさなかに奥様が突然倒れられて、緊急入院をした。脳梗塞だと診断されたそうでありました。一番最初に頭に浮かんだのは、医療費をどうしようかということでありました。そんなときに生活相談をして、摂津市国民健康保険条例施行規則で、災害失業などで医療費が払えないときに、申請して認められれば、医療費の自己負担分の減免制度がある

ことを教えてもらったとのことです。国保年金課の窓口へ、不安な気持ちを抱えながら行ったところ、大変親切に制度を説明してもらって、ほっとされたそうです。この制度は、一部負担金減免の制度は生活保護の医療扶助とは別の制度で、原則3か月、さらに申請すればあと3か月延長できる医療費自己負担の減免制度でありますけども、こうした方々の医療費の苦勞が軽減されるということで、この方は大変この制度があつてよかったなというようにおっしゃっておられます。

このような、本当に困ったとき、しかも雇用条件や状況が非常に悪い中で、病気などで本当に困ったときに、医療保険というのは命と健康を守る命綱でありますから、そこを安心して医者にかかれるようにしておくというのが、社会保障としての国民健康保険の役割にもありますし、それを支えている保険者としての摂津市の責任でもありますし、そうでないのであれば二元代表制の一翼である議会からも、摂津市にそのような役割を果たすように強く求めていくことが大切ではないかと思ひます。

次に、府内統一化に対することで何かあればということで、少しご紹介をさせていただきたいんですけども、府内統一化されることによって、国ではそこまでやる必要はないと言うてるものの、大阪府ではかなり市町村の自治権を侵害する強引な、大阪府の統一化を進めようとしておりまして、今申し上げた一部負担金や保険料を軽

減するための法定外繰り入れを、こんなことやっちゃいけないんだと、特別会計は独自のものだからやっちゃいけないんだというような議論がされているものと同時に、資格証、保険証などについての取り扱いなどについても言うておられます。この例は、国保料の滞納世帯に対する制裁措置で、保険証を取り上げて一旦医療費の10割、全額を払わなければいけない資格証が、摂津市でもわずかではありますけども、発行されていると聞いています。

その中にあつても、子どもたちからは保険証を取り上げないように、2008年12月法律改正がされて、2009年4月から施行されています。この法改正に関わる運動は、実はこの摂津市から起きたもので、市民の皆さんの声が大きく広がって、それをマスコミが報道をし、そしてそれが国会に届き、法改正につながったというものであります。市民の命と健康を守る国民健康保険を、市民の皆さんの生の声、そしてそれを取り上げる運動、市民の運動、そして行政と一体となって国の制度を変えたという大変いい例で、自治権の大切さを示した例だったと思ひます。

2007年10月にこどもシンポという集会在大阪で開かれまして、そのときに小学校6年生の保健室に通う子どもの声を紹介した先生の話がきっかけとなりました。その中で、「保険証ないねん、お父さん仕事ないねん、先生湿布くれ」という6年生の保健室での言

葉を紹介したお話です。これを受けて、大阪社会保障推進協議会が大阪府下で独自で調査を行って、2,000人の子どもたちが保険証がないという状況であることを発表しました。無保険の子どもをなくそうという運動が広がって、毎日新聞がこれに注目し、大都市を中心にして調査を行って、7,000人を超える無保険の子どもがいることがわかったと。

さらに、この動きに呼応して厚労省が動いて全国調査をしたところ、実に3万3,000人の子どもが無保険であることがわかったと。全国でこれは大変なことやということで、各自治体が子どもにはちゃんと保険証を渡そうと、子どもの無保険をなくそうというような動きが行われるとともに、2008年の12月での国会で法改正が行われて、中学生までの子どもには、たとえその世帯に滞納があってもきちんと保険証が発行されることになったということです。

さらに、これは高校生までに法改正されています。先ほども申し上げましたように、これは摂津市のこのこどもシンポの前に実は摂津市の中でこの問題が提起されて、摂津民主商工会などが調査に乗り出すと、摂津市内で無保険の子どもが、当時2007年4月の段階で20人いるということがわかりました。これがこうした運動に大きく発展していったものであります。

摂津市はその後、資格証をできるだけ発行せずに、発行している

世帯にもきちんと訪問してその家庭の実態をつかむなど、丁寧な対応を続けておられます。自治体と市民が一緒になって、よい国民健康保険制度にしていこうという歴史が摂津市にはあると思っています。もし、府内統一化が進めば、こういった市町村独自の努力、市民の皆さんと共同で国保をよくしていこうという動きそのものが阻害されかねないと、危惧を覚えるものであります。

そういった点から、長くなりまして申しわけありませんが、府内統一化というやり方については非常に問題があると。統一化を目指す大阪府内の各自治体でも、反対の意見書が採択されております。北摂市長会でも、先ほど申し上げましたように大阪府に対して市町村の意見をもっと聞きなさいと、そこのワーキング・グループの中には全ての市町村の代表が入っていません。ほんの一部の人たちの代表だけで事が進められていて、統一方針が押し切られるようなことがあっては絶対にならないと、自治権を守るという意味からも、府内統一化には反対です。

○上村高義委員長 答弁が非常に長かったですけど、質問に端的に答えていただくようお願いいたします。

増永委員。

○増永和起委員 具体例、また今までの無保険の子どもについては摂津市がその子どもたちから保険証を取り上げないという運動の発祥の地だったということも紹介されて、大変参考になりました。私

は、請願に賛成の立場でぜひともこの国保の問題について、摂津市とともにさらに改善していける方向で頑張りたいと思っております。ありがとうございました。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で紹介議員に対する質疑を終わります。

次に、国保制度の現状として、国保改革の概要と大阪府の検討状況について理事者の説明を求め、意見聴取を行いたいと思っておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午後1時28分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

請願第1号について、理事者の意見聴取を行います。

初めに、現状の状況について説明をお願いします。

安田国保年金課長。

○安田国保年金課長 それでは、国民健康保険制度の改革の概要と、大阪府における現状の検討状況についてご説明申し上げます。

お配りいたしました資料、1枚もののほうでございます。国民健康保険の改革による制度の安定化(運営のあり方の見直し)をごらんください。

今回の改革は、国保への財政支援の拡充とともに、運営のあり方の見直しが行われ、これまでの市町村単位の運営から都道府県も保険者として加わることで、都道府

県を単位とした運営が行われることとなります。

その中で、都道府県の役割としまして、囲みのほうに記載いたしておりますとおり、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させることとなっております。

市町村におきましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされております。

資料中央の右端の囲みの中で国保運営方針(県内の統一の方針)とございます。改革後の国民健康保険法におきまして、都道府県は国民健康保険の安定的な財政運営並びに都道府県の市町村の国保事業の広域化及び効率的な運営の推進のため、国民健康保険運営方針を定めるものと規定されております。そのため、大阪府におきましては平成27年5月に大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議を設置し、大阪府国民健康保険運営方針に盛り込む内容等について、検討が進められているところでございます。

昨年11月に、これまでの検討状況を踏まえ大阪府国民健康保険運営方針の骨子案が示されましたので、骨子案に沿って、現時点における大阪府の取りまとめの状況についてご説明させていただきます。もう一つの資料のほうをよろしくお願いたします。複数ペー

ジとなりますので、要点のみとさせていただきますことをご了承ください。

それでは、資料、大阪府国民健康保険運営方針骨子案、2ページのほうをごらんください。

2の基本的な考え方としまして、国民健康保険制度は、社会保険制度、国民皆保険を支えるナショナルミニマムであり、本来国において一元的に担うことが基本。国に対し、被用者保険を含む医療保険制度の一本化を求めていく上で、今回の国民健康保険制度改革は将来に向けた通過点。その上で、平成30年度からの新たな制度においては、大阪府で一つの国保であることから、被保険者の受益と負担の公平性の確保を図るとともに、保険財政の安定的運営、事業運営の広域化・効率化を図り、持続可能な制度を目指すものとしております。

続いて、3の府内共通基準の設定としまして、府内共通基準を下記のとおり定めるとしております。この部分が請願等にございます府内統一化の内容となっております。項目に沿って、本市の現状を含め、ご説明させていただきます。

(1) 保険料関係についてでございます。

1点目、保険料、保険税の区分について。保険料とするとしております。府内では4保険者が税方式を採用しているところがございますが、本市におきましては保険料を採用していることから、変更が生じることはございません。

2点目、賦課方式、賦課割合、

保険料率についてでございます。市町村標準保険料率と同率とするものとし、府内統一料率とするものがございます。賦課方式につきましては、本市は所得割、均等割、平等割の3方式を採用しており、共通基準においても3方式を採用することとなっております。また、賦課割合につきましても政令基準が変更されることとなりますが、基本的な考えとしましては、大阪府の共通基準と本市の現行の取り扱いは同様な形となっております。

その中で、保険料率につきましては、現在、水準がどの程度になるのか、示されてはおりませんが、本市に限らず、これまで市町村単位から大阪府単位で保険料を算定することや、今後の医療費や拠出金の伸びによる変動、また新制度と同時に行われる新たな財政支援の拡充などがございますことから、料率改定の必要は生じるものと考えております。

3点目、賦課限度額及び4点目の保険料の仮算定の有無、本算定期間、納期数につきましては、現行の本市と同様のため、変更は生じないものとなっております。

次に、(2) 保険料関係以外についてでございます。

1点目、出産育児一時金、2点目の葬祭費の額につきましては、本市と同額となっております。

3点目、保険料一部負担金減免の基準でございます。ここにつきましては、別に定める府内共通基準といたしてしております。基準の設定によりましては本市の取り扱いに変更が生じることとなってまい

りますが、どのような基準とするのか、現在検討中の状況でございます。

4点目、被保険者証の更新時期、有効期限でございます。10月更新は現行と同様、本市と同様でございますが、有効期限につきましては、本市は2年としていることから変更が生じてまいります。

最後に、5点目の保健事業でございます。別に定める府内共通基準といたしておりますが、こちらにつきましても現時点においては検討中の状況でございます。

次に、(4)統一時期でございます。出産育児一時金、葬祭費は平成30年4月から共通基準での運用となりますが、その他の項目につきましては、平成30年度に統一化するのではなく、激変緩和措置期間を設けることとしております。

次に、3ページをごらんください。

2番、財政収支の改善に係る基本的な考え方でございます。

(1)において、解消・削減すべき対象としての赤字の範囲として、法定外の一般会計繰入を7点挙げております。

本市におきましては、③保険料の負担緩和を図るため、⑤保険料の減免額に充てるため、⑥一部負担金の減免額に充てるための3点について、法定外繰り入れを行っているところでございます。

最後になりますが、6ページをごらんください。

6、府内統一保険料率についてでございます。都道府県が示す市

町村標準保険料率は、被保険者の負担の公平性の観点から、府内統一とする。ただし、別に定める激変緩和期間中については、市町村ごとに大阪府として実施する激変緩和措置を考慮した保険料率とするとしております。

②では、市町村が定める保険料についても、次に該当する場合を除いて、大阪府が示す市町村標準保険料率と同率とするものとする。

中で、例外としまして、①とは別に被保険者への保険料負担の激変を緩和する観点から、市町村が独自に激変緩和措置を講ずるための独自保険料率の設定について記載をいたしております。

激変緩和措置につきましては、現在のところ何年間とするのかは示されておりませんが、6年間を最大期間として、今後の保険料試算等を踏まえた上で設定されるものと伺っているところでございます。

以上、国保広域化に係る大阪府の状況についての説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わりました。

それでは、請願内容と今の理事者の説明をあわせて質疑がありましたらお受けいたします。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、請願のことと、今お話をされた府内統一化の部分と両方について質問をしてみたい。

まず、請願の1番は国保料に関してですが、2014年、2015年、請願趣旨でも説明がありま

したように連続値上げとなりました。決算は両年とも値上げ幅を超える大幅な黒字が出ております。これはまず予算の見込み違いであったということによろしいのでしょうか。

それから2点目。2016年度の予算で法定外繰り入れを減らしています、5,000万円ですかね。法定外繰り入れの内訳、これを過去3年間にわたって教えていただきたいと思います。

それから、保険料の減免や一部負担金の減免、この拡充についてどうお考えか。

それから、3点目、滞納処分について。ここに生活実態に十分耳を傾け、無差別的な財産調査、一方的な滞納処分を行わないことという請願の趣旨になっておりますけれども、これについてどうお考えかお聞きしたいと思います。

資格証の交付について、中止することとなっております。それについて資格証交付の配慮なども努力されてると思うんですが、そこも含めて教えていただきたいと思います。

それから、府内統一化の問題です。まず先ほどいただきました資料ですが、1枚目についている部分は国の都道府県化についての説明資料でよろしいですね。二つ目の資料が大阪府が行っている、今、運営方針の骨子案をつくっておりますけれども、これはただの都道府県化だけではなく、府内統一化ということで、この二つは違うものだと思っております。国民健康保険法の改正については国会で行わ

れました法に基づいて、国は都道府県化を行っていると思うんですけれども、大阪府は都道府県化だけではなく、府内統一化、そこまで踏み込んだことをやろうとしているわけなんです。これについて、今、ワーキング・グループがこの案をつくるのに携わっていると思うんですけれども、このワーキング・グループというのはどういうふうに出出をされたのか、教えてください。

それから、大阪府国民健康保険運営方針骨子案、それから改正国民健康保険法ガイドライン、ここが違います。今もお話をしましたように、改正国民健康保険法やガイドラインでは、財政の責任主体が都道府県である。大きな財政的なものを都道府県が見ていくんだということが言われています。市町村は、この1枚目の資料にもありますように、地域住民と身近な関係の中で資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、実際に地域における事業を担っていくんだというこの二つのすみ分けがされています。

ところが、大阪府が進める府内統一化はこの大阪府国民健康保険運営方針骨子案の中に、先ほど説明をされた部分で言いますと、その前ですね、今説明を飛ばされましたけれども、導入目的のところでは、1ページの目的の2行目に大阪府と府内の各市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課徴収、保健事業、その他の保険者事務を共通認識のもとで実

施すると書かれています。これがいわゆる府内統一化、同じ保険料率で減免制度も全部一緒、それから一部負担金の減免制度も同じ、先ほどいろいろおっしゃった葬祭費であるとか、出産一時金とか、そういうものももちろんですけども、さまざまな各自の独自性を認めずに統一基準でやっていくんだという中身がこの目的の中に書かれているのかなと思います。

根拠法としては、その下に国民健康保険法の改正されたもの、これを出されてきているんですが、ここは矛盾すると思われませんか。根拠法として書かれている国民健康保険法の改正は、あくまで都道府県は財政運営、市町村は資格やその他保険料率、賦課徴収、そういうことを行うとなっていますし、国のガイドラインでもそれははっきりと両方二つが分けられて書かれています。大阪府はそれを全部で一つにするということを言って根拠法をここに挙げておられるんですが、これについての見解をお尋ねします。

それから、平成29年度に北摂市長会で大阪府に対して要望書を出されています。この国保の広域化についての要望項目も挙がっています。

1番、意見聴取について、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議や財政事業運営、ワーキング・グループに参画していない市町村についても、各ブロックの会議の活用など、全ての市町村から広く意見を聞いて議論を進めるこ

と。2番は激変緩和について。長くなりますので割愛しますが、ちゃんと激変緩和を被保険者、市町村両方にしてほしいということですね。それから、インセンティブの活用について。有効なインセンティブを検討すること。大阪府の財政措置について。財政運営の責任主体である大阪府が財政措置をきちんとすること、こういう4点の要望項目を掲げておられますが、この要望書を出されることになった経過を教えてくださいと思います。

それから、先ほど摂津市の保険料の料率が変わるかもしれないというお話でした。これは国保の加入世帯にとって非常に大きな問題です。国は11月にシミュレーションを出すように各都道府県に申し渡していると思いますが、全国各地、かなり出そろってきているということですが、公表しているところは少ないです。北海道などは公表していますが、数字そのものは厚労省に出しているところが非常に多くなっている聞いています。大阪府はこの保険料率、肝心なところだと思えるんですけど、大阪府全部を統一すると言っているこの保険料率のシミュレーションが、現状一体どういうふうになっているのか、今後についてもスケジュールなど教えてくださいと思います。

以上、お願いします。

○上村高義委員長 答弁を求めます。

安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、

質問の順番に沿ってご答弁させていただきます。

まず1点目、2014年、2015年の値上げ、予算の見込みの違いではという部分のご質問でございます。平成26年度、平成27年度、こちらにつきましては決算委員会のほうでもご説明させていただいたところではございます。予算と決算、若干乖離が生じておりました。ここにつきましては、被保険者数の減少が大きな要因となっております。その中で、黒字となった要因としては、国、府の交付金といったものが増額となっております。ここにつきましては、私ども収納対策、医療費適正化等、保険者の努力として取り組んできた中で評価をいただき交付金が増加した、こういったところが大きな要因となっております。

続いて、法定外繰り入れの内訳でございます。法定外繰り入れについてですが、本市におきましては、法定外繰り入れ分として保険料軽減分等繰入金というものを繰り入れております。そのほか国庫の減額分の繰り入れもしておりますが、主に統一化に関わるころとしましては、保険料軽減分繰入金のところでご説明をさせていただきます。

過去3年の実績でございます。平成27年度、保険料軽減分等繰入金として2億7,661万2,984円、決算ベースでございますが、繰り入れをいただいております。内訳としまして、特定健診の実績分として2,640万円、保険料の減免実績額として2,5

17万円、一部負担金減免として1,157万円がこの中に含まれております。

平成26年度でございます。保険料軽減分等繰入金総額2億8,136万4,248円となっております。そのうち、特定健診の分が2,762万円、保険料減免実績分として2,604万円、一部負担金減免分1,015万円、赤字解消分3,000万円となっております。

平成25年度でございます。保険料軽減分等繰入金3億7,593万6,922円となっております。そのうち特定健診実績額が3,025万円、保険料減免実績額2,030万円、一部負担金減免額1,241万円。以上でございます。

続いて、減免の拡充等についてのご質問でございます。減免申請につきましては、失業や廃業、病気や災害など、不測の事態により急激に収入低下を余儀なくされた場合にご利用いただいております。減免基準につきましては、大阪府で見ましても特段に低いものではなく、生活保護基準の1.15倍を基準にして今現状対応しております。

具体的には申請月の3か月前の世帯収入の平均と生活保護基準の1.15倍を比較し、下回った場合に減免対象となっております。また、他市では基準要件に前年度と所得変動を設けているところもございますが、本市は所得変動については加味しておらず、制度として他市よりも柔軟に対応しているものと考えております。

一部負担金減免につきましても同様の考えをもってさせていただいてます。生活保護基準は1以下という基準でやっておりますが、基本的には保険料の減免と同様の考えで現在やっておるところでございます。

滞納処分につきましてでございます。滞納処分につきましては、これまでも個別事情に配慮し柔軟に対応できるよう、分割納付など自主納付につながるよう努めているところでございます。しかしながら、一定期間内にご相談のない方や滞納解消の見込みのない方に対しては、財産調査を行っております。また、何かしらの資産、財産が確認できた場合は、やむを得ず滞納処分に至る場合もございます。

なお、差し押さえにつきましては、主に生命保険等を債権保全の担保として行っておりますが、すぐに換価し、未納保険料に充当するのではなく、あくまでも分割納付による自主納付をいただくよう努めているところでございます。

続いて、資格証についてでございます。本市の資格証の交付につきましては、法令に規定がございますが、本市の資格証交付までの流れとしましては、まず納付相談の勧奨通知による催告、土曜日や開庁時間外での電話催告、戸別訪問などにより、対象の方との接触に努めているところでございます。実際の交付までには特別の事情の届け出の勧奨通知の発送を経て、弁明書の届け出の勧奨通知など、丁寧な対応を行う中で、最終的な

措置として機械的な運用を行うことなく個別事情に最大限配慮した中で運用しているところですが、残念ながら交付する方も出てまいるところでございます。

続いて、統一化でございます。資料でございますように、法に基づき、国は都道府県化を進めるということが示されております。大阪府は、府内の統一化ということで、ご質問の中にごございました。その中で、先ほど申しましたが、改革後ということで、国保の運営方針を定めることと国のほうで示しております。

大阪府に限らずでございますが、県内の統一の方針ということで、いわゆる統一的な方針を定めなさいという形で、国は示しております。その中で、大阪府は、先ほど申しましたとおり、調整会議を行う中で、統一的な方針として現在、運営方針の骨子をまとめている段階となっております。

続いて、ワーキング・グループの選出方法でございます。ワーキング・グループの選出方法につきましては、特段、何か摂津市に働きかけがあったというわけではなく、一本釣りとおっしゃるか、北摂でいえば大阪府が茨木市と豊中市をワーキング・グループに選出しております。人口規模というところを考慮おられるのかもしいませんが、そういった部分で選出されております。

ガイドラインの骨子についてでございます。目的、根拠というところでございます。国におきましては、この先ほど申し上げました

大阪府国民健康保険運営方針骨子案、これは、大阪府が独自につくったというのではなく、法に基づいて運営方針を定めなさいということで国のほうが通知をしています。

その中で、国においても平成28年4月に都道府県国民健康保険運営方針の策定についてということで、策定要領というものを示しており、都道府県の運営方針の必要性、連絡会議の開催と市町村への意見聴取等が、策定までの流れとして示しているところでございます。

また、主な記載事項としまして、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しや市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項、保険料の徴収の適正な実施に関する事項、保険給付の適正な実施に関する事項、医療費の適正化の取り組みに関する事項などガイドラインで示しておるところでございます。

その中で、大阪府の考えとして一番大きなものとしては、法定外繰り入れの考えのところと、保険料の統一、料率の統一です。こういったところが大阪府独自の考えではないかと考えているところでございます。

続いて、北摂市長会で要望を出した経過というところがございます。こちらにつきましては、平成28年11月に平成29年度大阪府施策に対する要望という形で、国保主管課としまして提出させていただいたところがございます。これまでも出させていただいてい

るところではございますが、平成28年度につきましても、北摂の市町村の国保担当課とも協議する中で、内容について協議させていただいて、上げさせていただいたところがございます。

続いて、試算についてでございます。試算の状況につきましては、昨年の秋に国が都道府県に試算システムというものを配付し、全国的に試算が進められているところでございます。大阪府におきましても、市町村から試算に必要なデータを集め、作業が進められているところでございますが、全国的に基礎データのばらつきやシステム機能の改善が必要となるなど、課題が生じたことから、改めて試算を行うこととなっております。

予定としましては、2回目の試算が現在進められているところがございます。2月末から3月には一定の結果が示されるものではないかと大阪府のほうから伺っているところでございます。

なお、2回目の試算につきましては、現行制度のもとで平成29年度の保険料についての試算となりますことから、2回目の試算結果をもとに、また夏ごろ、今度は新制度の財政調整の仕組みを踏まえて試算を行うという流れとお聞きしております。

来年の夏ごろの3回目の部分において、また30年度から新たに財政支援の拡充というものがございまして、それを含めた形で3回目をされるということですので、実際のところ、2回目についてはそういった部分が加味されており

ませんので、大体平成30年度統一化になったときの試算、水準というのを図るに当たっては、3回目の試算のところがある程度水準として見ていいものではないかなと考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、2014年度、2015年度の決算ですけれども、見込みが違ったと、黒字であったと、いろんな材料はありますけれども、黒字になったということは事実だと思います。もちろん、予算ですので、あくまでそういう見通しで始めたけれども、最終的な決算が違ったと、こういうことはあると思います。それについて、じゃあどうするのかという話です。

1億7,000万円ほどの金額を2016年度に累積の利益として、利益といいますか、黒字として送り込んだわけですけれども、この予算の中ではトントンであったはずの金額が黒字となり、それを送った、この金額のもとになるこの市民への保険料の値上げですね。これ、両方足すと1億2,000万円ちょっとぐらいになると思うんですけれども、この1億7,000万円から返すということを考えられないのでしょうか。

返すというか、もう引き上がったものはずっと引き上がりっぱなしで、2016年度、料率据え置きということはしてもらいましたけれども、2年前と比べると、それだけ大きな金額が値上げになっ

てるままなんです。2年前に保険料を戻すということをやったほしいというのが、この請願の趣旨だと思うんですけども、それについてどうお考えかということ、そして、保険料率については、戻すというようなことをされずにそのまま、値上げをしたままの金額で2016年度行ってはるんですけども、5,000万円弱ですかね、この金額を一般会計の法定外繰り入れ、保険料の軽減分として今まで入れておられた分を、これは黒字になったからか、マイナスになっております。

市民にはそのままの負担を強いて、市の一般会計の繰り入れは減らすというような措置を2016年にとっておられるんですが、まず、市民に上げた保険料を元に戻すということをやられるべきではないかと思いますが、両方やってもちゃんと黒字の中でお金、大体おさまると思いますのでね。両方やってもできると思いますので、市民のほうの負担を元に戻すというのはいかがお考えかということについてお聞きをします。

それから、法定外の内訳を教えてくださいました。法定外繰入というのは、単に赤字解消分ではないと、赤字解消分として入れていたのは、平成26年度のみで、あとの3年間のうち、2年間というのは、赤字の解消分として法定外の繰り入れを入れているわけではないということですよ。

国が問題視しているのは、この赤字解消のための繰り入れというのはよくないよということと言っ

ていると思います。政策的な繰り入れ、これについては、国はガイドラインの中でも、それが悪いとは言っていない。これは、やめるべきやとは言わないということをはっきりさせています。

条例で、各市町村が独自でつくっている減免のためのお金であると、先ほどから出てますけど、一部負担金、この減免のためのお金であるとか、特定健診のためのお金であるとか、また、私たちは、保険料軽減のために市が政策的に入れているものというのここに入ると思っているんですけども、大阪府は、こういうためのお金というものを全部認めないと言ってるわけですけども、本来的には、国の制度の改正趣旨からいくと、ここは認められてしかるべきものだという事も申し述べておきます。

それから、保険料減免、それから、一部負担金の減免のことについて、摂津市は、府下と比べて決して悪くない制度で頑張っているというお話だったと思います。私たちも、決して府下と比べて悪いなどとは思っておりません。さらに拡充をしてほしいということは願っておりますけれども、では、今おっしゃった府下の中でも、決して悪くない水準のこの減免制度ですね、これについて、現在の水準、これからも守っていこうとお考えかどうか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、条例減免、今どれぐらいの方が受けておられるのか、また、一部負担金の減免制度もど

れぐらいの方が利用されておられるのか、去年の数字がわかれば教えていただきたいと思います。

それから、滞納処分についてです。やみくもな滞納処分を行っているわけではないというお話だったと思います。市民の実情に寄り添った相談をしていただいているということは、私たちもそう評価しております。一時期はかなり厳しい滞納処分、取り立て、差し押さえをやってきた実態もありましたけれども、今はしっかりと寄り添っていただいていると思っております。

では、収納率の向上というのにも努力されてると思うんですけども、そういう厳しい差し押さえとか、無理やりな取り立てではなく、収納率の向上というのをどういうふうに努力をされているのか、これについてお聞かせ願いたいと思います。

資格証についても、市民の実情をしっかりと把握していただいて、できるだけ資格証ではなく、短期証に切りかえるような特別な事情がないのかとかいうようなこともしっかりと考えていただいて、私は、以前お聞きした中では、レセプトの点検もして、病気のある人が世帯にいてたら発行しないようにとか、非常にきめ細やかな対応をしていただいている、その中で摂津市は、資格証の発行数が府下の中でも少ないと理解しております。

先ほど、子どもの資格証の問題がありましたけれども、その中で20人という数字が出てまいりま

した。しかし、摂津市は、そのときに要綱をつくっておきまして、公費負担の医療を受けている方々は、資格証を発行しないということになっていましたので、その当時の乳幼児医療費は、公費負担ですので、ゼロ歳から就学前までの子どもたちは、そもそも摂津市では資格証になっていなかったんですね。小学校以上から19歳までの子どもたちの中に、20人もいてたということの問題にしたと。

公費医療ですから、障害者の方とか高齢者の方とか、いろんな方がそもそも資格証明書の発行の対象外という規定をきちんと要綱をつくって設けてきていたという、そういう資格証発行をできるだけしない、医療にかかれない人をできるだけつくらないという努力をされてきたということは、十分認識をできております。

このそういう特別な摂津市の要綱などを、府内統一化になった場合つくれるのかどうか。同時期に茨木市で子どもの医療費の資格証のことで調査をしたところ、ゼロ歳から19歳までで300人を超える子どもたちの数字が挙がってきたんです。その当時、茨木市はゼロ歳から発行してたんです。これは、さっき言った摂津市のような特別な要綱をつくっていなかったからなんですね。

同じ北摂の市町村でも、それぐらい違いが出てくるわけですが、府内統一化になったときに、資格証発行について、そういう摂津市の要綱というようなものをつくれるのかどうかについてお聞き

をしたいと思います。

それから、府内統一化の問題について、引き続きですけれども、先ほど、国民健康保険法としては、都道府県化ですから、法的には財政が都道府県で、資格管理、保険給付、料率の決定、賦課徴収、保健事業等、こういう地域の事業は市町村であるということです。その中で、国保運営方針というものをつくるに当たって、その国保運営方針の中で大阪府はそれを全部統一しようという話をされているということでした。

しかも、その運営方針で全部統一しようというのをどこで誰が決めているのかというと、一本釣りをしてきたワーキング・グループの中で話は続けられているんです。北摂の市長会からも、そういう人たちだけじゃなく、全体の市町村の意見を聞いてほしいというのを要望書として出されていると思います。

ということは、大阪府下全体の合意になってないわけですよ、府内統一化ということは。法的な根拠もありません。運営方針をつくらなあかんというのは、もちろん国で決めてることですけれども、その運営方針の中身は勝手につくってる。

全市町村を集めて、みんなで一緒にやりましょうと合意したんなら、それは、運営方針の中で合意をしましたということで通るでしょう。しかし、それぞれの代表が出されているわけでもない、一本釣りをしてきたチームでそういうことを勝手に話をして進めている。

これに対して、摂津市として、やっぱり北摂の市長会を通じて全体の意見を聞くようにとおっしゃってるわけです。

私は、やっぱりこういうことをどんどん言っていたかかないといけないなと思います。その中で決められたことが次々と決まっていくなということでは、本当に困る。

しかも、一番肝心のシミュレーション、料率の問題については、全国の都道府県が大体出そろってきているにもかかわらず、摂津市はいまだに出されない。2月の末ごろということですか、1回目が。それもまだあやしいですよ。はっきりしていないです。

先ほどのお話では、7月、8月、夏ごろに最終的な3回目のシミュレーションが出る、そこで保険料率、国保料が一体どうなるのかということが決まるということなんですが、大阪府の出しているスケジュールというものがあります。これに大幅に遅れていると思うんですけれども、本来ならば、もう大阪府の国民健康保険の運営協議会が行われて、でき上がっております。そこで会議を料率に基づいて12月ごろに行われる予定だった。ところが、これもずれ込んで行われていない。今までのスケジュールでは、市町村に対して国保運営方針のたたき台を3月ごろ、出される計画なんですかね。

市町村の意見聴取を4月や5月ぐらいにかけて行って、最終的に7月、8月のころには、国保運営方針案について決定をしていく。つまり、はっきりした国保料が出

てくるというのは、この8月の段階、7月、8月の段階。保険料が出てくる段階にもう運営方針決定というようなことになっていく。このスケジュール、シミュレーションが遅れているからといって、後ろへ遅らせることは可能なのかどうか。

大阪府でないので、きちんとここで答えることができないとおっしゃるかもしれませんが、今までの大阪府のやり方を見ていての見込みで結構です。お尻が決まっているのに、ずるずるずるずる、判断すべき材料を出さずに来ているけれども、最終的に出したと同時に決めるみたいなことになり得るのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

そこまで、2回とします。

○上村高義委員長 答弁を求めます。

安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、2回目のご質問にご答弁させていただきます。

まず、1点目、1.7億円の黒字についてでございます。市民に返すという考えというところでございます。

確かに、平成27年度決算におきまして、約1.7億円の黒字となったところでございます。しかしながら、国保の特別会計につきましては、翌年度精算、翌々年度精算というものが多数ございます。その中で、平成27年度の黒字の一つの要因としまして、医療費の伸びが非常に鈍化したという部分について、決算委員会でもご説明

させていただいたところでございます。

しかしながら、平成28年度に入りまして、こちらにつきましては、高額医薬品の影響ということ云々がある等、いろいろとご報告させていただいたところでございます。平成28年度におきまして、やはり医療費の伸びが非常に、本市のみならず、他市も伸びているということで、給付費や共同事業といった部分で、かなりの拠出とか歳出の伸びが出て、12月においては高額医療費の補正もお願いしたところでございます。

その一部については、この1.7億円を活用させていただいて、歳入の財源とさせていただいたところでございます。

また、次の議会ではございますが、毎年度3月に国庫の返還金というものが出てまいります。現時点におきまして、6,000万円ぐらいの返還が見込まれておりますので、現時点でいいますと、この黒字が、返すというところで言いますと、国に返すという形で流れてしまっているという状況となっております。

2点目の、市民に返すという部分で、料率を何とか引き下げられないかというところでございます。保険料につきましては、私どもも何とか努力はしているところでございますが、高齢化に伴う医療費の伸びに加えて、後期高齢者支援金、介護納付金、こういった部分の伸びが非常に大きくなっております。

国におきまして、財政支援の

拡充等を行っておりますが、一定、その分については応分の負担をしていただかなければいけないという状況となっております。繰り入れにつきましても、平成28年度、4,800万円削減させていただいたところでございます。

こういった部分につきましても、国保に入っておられない方も、市民と考えますと、国民健康保険にだけ法定外の繰り入れをふやしていくということは、やはりなかなか厳しいのではないかと。

平成30年度については、国保財政支援というのが1,700億円、さらに行われることとなっております。ここにつきましては、もともと被用者保険のほうに投入されておりました国庫の財源を国民健康保険のほうにシフトされるということとなっております。

その中で、被用者保険のほうに投入されていた財源については、逆に被用者保険側が負担増となってくると。そういった中で、被用者保険側の負担の増が国庫を介して国民健康保険のほうに投入されているという中、これ以上の法定外の繰り入れをお願いするのは、なかなか厳しいものかと考えております。

減免についてでございます。保険料の減免の拡充、守っていこうという考えというところでございます。独自の減免制度を拡充というところで、ご要望いただいているところではございます。

先ほども申しましたとおり、保険料の減免につきましては、災害、病気、失業等の特別な事情により

保険料の支払いが困難となった方に減免として対応させていただいているところでございます。

その中で、低所得者の方につきましては、保険料の軽減措置としまして、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の減額、法定軽減という制度はございます。平成26年度には、国における500億円の財政規模によって保険料の軽減制度の拡充が実施されたところでございます。これによりまして、一定、低所得者の方の保険料の負担の緩和が図られたのではないかと考えております。

本市におきましては、軽減制度の拡充によりまして、平成26年度には、軽減制度の適用対象世帯数が約700世帯、1,600人が増加するなど、減免申請件数を上回る規模での拡充となるなど、一定、低所得者の世帯や多人数世帯の負担の緩和は図られたのではないかと考えております。

そんな中で、先ほど、北摂の市長会の要望等もございましたが、さらなる法定軽減の拡充についても、こちらは大阪府の市長会を通じて要望しているところでございます。

続いて、減免と一部負担金減免の件数の部分でございます。平成27年度実績で申し上げますと、保険料の減免件数が431件、一部負担金減免の申請件数が53件となっております。

続いて、収納のほうは収納担当からさせていただきます。

○上村高義委員長 大西課長代理。

○大西国保年金課長代理 それで

は、私のほうから、収納率向上に向けた努力と資格証の取り扱いについて、統一化になった場合どのようなかというご質問についてご答弁をさせていただきます。

まず、資格証の統一化になった場合、今現在、私のほうから断定的なことは申し上げられませんが、多分、平成20年だったと思われまますけれども、厚生労働省のほうから、資格証発行に関する留意点の通知が来ております。

その中で、資格証の発行については、機械的な運用は行わないようにと通知も来ておりますので、仮にこれが統一化になった場合、今のところ、統一化になったからといって、機械的な運用で資格証の発行を行うことは考えられないのではないかなと考えております。

収納率の向上に向けた努力につきましては、以前も決算委員会のほうでもご答弁させていただきましたけれども、今、滞納のある方で、窓口の納付相談に何回も来ていただいている方もいらっしゃいますけれども、そのたびに相談を聞く職員がかわっていますと、以前、お話しした部分と、こちらがお話しさせていただいている部分が、食い違っているときもたまにございます。そういった部分から、できるだけ同じ担当で同じ方のご相談を聞くようにしております。その中から、何回かお話ししているうちに、そのご家庭の収支についてもいろいろお話をさせていただいて、やはり少し収支の見直しのアドバイスであったり、または、中には多重債務に陥られている方

もいらっしゃいますので、そういった方に対しての多重債務の整理へのアドバイスとかを行わせていただきまして、自主納付につながる努力をしているというのが今、私どもがとっています収納率向上に向けた努力ということになっております。

以上でございます。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 済みません、1点、収納関係についての統一化の部分でございますが、先ほど骨子のほうでお配りいたしております共通基準という2ページのところで、府内の共通基準の設定というところで、府内統一化の部分が記載されております。その中におきまして、特に収納の資格証を統一的な運用にするといった部分はまだ示されておられません。

また、7ページのところにおきまして、保険料の徴収の適正な実施という記載がございます。そういった部分におきましても、特に資格証等、統一化するというような、当初、そういった話もございましたが、最近の情報では、資格証について統一的な基準を設けるようなことはお聞きしておりませんので、ここについては、これまでどおりの運用が可能ではないかなと考えております。

最後に、今後のスケジュールのところでございます。委員がおっしゃるとおり、スケジュールが、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議で示されております。12月には運営協議会を開催というスケジュールで年度当初に示さ

れておりましたが、どうもこちらでも大阪府のほうに、現状を聞いている中で、やはり1回目の試算がなかなかうまくいかなかったと。これは大阪府に限らずということなんですが、2か月ぐらいはずれ込むのではないかと伺いいたしております。

それで、最終的には、改正国民健康保険法による市町村への意見聴取、これは必ず行っていただかないといけない部分となっておりますので、これを飛ばして確定ということはないとは思いますが、時期としては予定から2か月ないし3か月ずれ込むのではないかとというようなお話となっております。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問ですけれども、いろいろさまざま項目がありましたけれども、最後の質問は一つに絞ります。都道府県化ではなくて、府内の統一化で、摂津市はメリットがあるのか。摂津市としてのメリット。また、摂津市民のメリット、これについてどうお考えかお聞かせください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 最後に摂津市としてのメリット、摂津市民としてのメリットというところがございます。まず、大きな部分としましては、実際のところ保険料の負担がどうなるのかという部分がメリットとして一番大きなところではないかなと考えております。

保険料の負担につきましては、水準というところは見えてきてお

りません。しかしながら、こちらについては、法に基づいて国保が都道府県化になると、その中で、大阪府の独自の考えで保険料の統一化、料率の統一をしていこうというような検討が進められているところがございます。

保険料に限って申し上げます。保険料の算定の方法の仕組みで申しますと、これまで市単位で行っていた場合、市で必要な額を市町村の被保険者で負担していただくという仕組みになっておりました。広域化により、都道府県で必要な額を市町村間で負担し合う仕組みが加わるという形になります。ここにつきましては、法的な話になってきますので、統一化とは別の問題となっております。

その中で、国におきましては、都道府県で必要となる保険料、被保険者数と所得水準を基本に年齢補正後の医療費水準、こちらを加えて市町村相互で分担する仕組みというものを基本的に考えております。

大阪府では、医療費水準の差が非常に小さいというところから、医療費水準を反映させないで、所得と被保険者数のみで負担を分かち合うという仕組みで、これが統一化という仕組みとなるわけがございます。大阪府は医療費水準を反映させないという考えが大きな違いでございます。

本市の場合ですが、保険料の水準の引き上げとなる場合の大きな要因としましては、国保の被保険者の所得水準に関しましては、大阪府内では高い位置にございます。

そういった部分で引き上げとなる要因が一つございます。また、保険料抑制のための法定外繰り入れを行っている、この2点が保険料が引き上がる要因として考えられます。

この2点につきましては、大阪府が考える統一化、統一料率の有無にかかわらず、国がいわゆる医療費水準を入れるか入れないかはまた別の問題になってまいりますので、こっちについては、大阪府、国、どちらの仕組みであっても影響は摂津市にとって出てくるものと考えております。

参考で申し上げますと、大阪府が今進めております医療費水準を反映しない統一料率の仕組みですね。こちらの場合におきましては、平成27年度以降、平均値が変動する可能性はございますが、平成25年度、平成26年度の実績値だけを見た場合、大阪府が出した資料でございますが、本市の場合は医療費水準が府内の平均を上回っております。そのため、医療費水準を反映しない大阪府の仕組みのほうが、平成25年度、平成26年度の実績だけを見ますと、負担は抑制されるということになっております。

その他、保険料以外にとっても、やはり減免というところが私どもの大きな部分になっております。先ほど、骨子の中でいろいろ共通基準がございましたが、影響が出るのが保険料水準と減免という部分になっております。

減免につきましては、先ほども申しましたとおり、まだ現時点で

は基準が決まっておられません。ここについては、私どももこれまでの対象者が外れないような設定となるように、これまでも会議等で意見を出させていただいているところでございます。

また、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の議事録等を見ましても、さまざまな市町村から、やはり減免については配慮するようにといった記録が残っております。引き続き、基準設定に当たっては、減免の丁寧な対応になるような形で設定いただくように意見は申していきたいと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。保険料の金額を決めるために、摂津市が不利益になるところと利益になるところということで、メリット、デメリットのお話をいただいたと思うんですけれども、所得的に、大阪府下的に見ると、国民健康保険の中では高いほうなので、保険料が引き上がるんじゃないかということがある。保険料軽減のために、法定外繰り入れもしっかり入れていただいているので、それを外すとなると引き上がるんじゃないかと。医療費は、割とかかかっているほうなので、その医療費部分だけで見ると、そのランクでは下がるんじゃないかというようなお話だったと思うんですけれども、このプラス部分とマイナス部分と両方がっちゃんこして、果たして摂津市は保険料が今よりも上がるのか下がるのかということになると、大幅に上がるのでは

ないかという見込みが立つと思います。

先ほど言われた保険料が引き上がる要因としての法定外繰り入れをなくして、そして計算するとどうなるかというのを試算をした分があります。これは、日本共産党の府議会議員団の試算ですけれども、摂津市は、1万4,575円引き上がるという数字が出ております。

これは、単独にそこそこの市で出されているものでありますけれども、大阪市は、法定外繰り入れをやめると、1万6,787円引き上がるという数字が出てくるんですけれども、大阪市の市民が引き上がるだけではなく、大阪市の大きな法定外繰り入れをやめることは、大阪府下の市民の国保料を引き上げることにつながるわけですね。

全ての大阪府下の市町村が、法定外繰り入れをやめることになるならば、それは国民健康保険の加入者たちのみんなの頭割りで行われていくわけですから、摂津市が引き上がるというだけではなく、大阪府下の国民健康保険料全てが引き上がっていくということにつながっていくんだと思います。決して、医療費がよそよりちょっとかかっているから、下がるかもというような見通しは立てられないのではないかなと思います。

今、先ほどのお話は、分担金のお話で、摂津市のメリット、デメリットおっしゃってましたが、市民のメリットがあるという話は一つも出てきませんでした。減免そ

の他にも含めて、市民に最も摂津市として頑張っておられるところが、府内統一化になるとできなくなるというところにつながると思います。

それから、医療費に関しても、今、一生懸命健康増進を図られて、医療費が増大しないようにということで、市として取り組んでおられます。健康都市として頑張ろうとしている、そのときに、医療費を頑張っても、それが国保料に全くつながらないんだと、そこは見えないんだよというような、インセンティブの働かない制度だということについても、北摂市長会でこれではあかんの違うかという意見を上げておられるということも、もっともっとぜひとも言っていただきたい。頑張ったところは安くできる制度にしてよと、保険料の統一はやめろということ、ぜひ言っていただきたいなと思います。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員の質疑が終わりました。

他にございませんか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 冒頭に紹介議員を代表されまして、安藤議員がいろいろと今回の請願についてのご説明をされて、その後、安田課長から、今の大阪府が考えている統一化のことについて、今現在の骨子といいますか、方針をご説明をいただきまして、このまま請願だけを見ていると、正直、私、何かばらばらというか、なかなか統一的なというか、自分自身の考えがまとまってないところがあっ

たんですけれども、きょうの委員会を通じて、いろいろとお話をお聞かせいただいて、私なりに今までわからなかったところも明らかになってきたなと思っておるんですけれども。

まず、国民健康保険のいわゆる広域化ですよね。都道府県化ということについては、これはもう国で定めたものである、これはもう、それで行くんだと。その中で、大阪府は、保険料の統一化ということを含めた、府内の統一化というところを目指して、いろいろと今、つくっておられるんだということです。

以前、国民健康保険の広域化といったことが議題に挙がってきたときには、例えば、大阪府内の市町村を見たときに、それぞれの市町村で高齢化率といったものが相当しんどいよねと。そういったことをやはり是正していかないかということ、今までの市町村ということではなくて、少し広い範囲で国民健康保険といったものをとらえていくべきじゃないのかと。

まずそこがある中で、そのことによって、例えばいろいろな市町村における事務についても、広域化をすることによって効率化できるといったことがあったのかなと思っておりまして、私は基本的に、統一化ということについては、基本的に賛成というか、そうあるべきなんだろうとは思っております。

ただ、安藤議員もおっしゃっておられましたし、増永委員も質疑の中で述べておられましたけれど

も、北摂の市長会からいろいろな意見が出てると。それは、今、ワーキング・グループをつくって、作業を進めておられる中で、それぞれの市町村、今、苦勞して国民健康保険を運営しておられるわけですよ。そういった努力であるとか、あるいはそれぞれの市町村の実情が、なかなか見えてこないような、市民の方と直に触れ合っている市町村だからこそわかるような、肌感覚のところをもっともっとしっかりと意見として聞いた上で統一化をしてくれるってことについては、私も賛成できる場所がありますので、ぜひそういうことについては、担当課としてもそういう方向で努力をしていただきたいと思っております。これは、我々としても賛同というか、そういうことについては、誰も異論を唱えるものではないのではないかなと思っております。

そういう前提の中で、少し何点かお聞かせをいただきたいと思っております。

まず、法定外の繰り入れのことなんですけれども、平成25年度から平成27年度の本市での経年の推移を安田課長からお示しをいただきました。今の社会的な状況を考えると、法定外繰り入れが少しずつ減ってきていると。少しかどうか、じゃないかもしれませんが、削減されているという方向は、これはいたし方ないのかなというように思っておりますし、今後の社会的な状況を考えたときには、非常に法定外で繰り入れるということは、制度としては可能なのか

もしれないけれども、難しいなどは思っております。

その中で、国の方針として、赤字解消のための法定外繰り入れは、これは認めないんだと。ただ、政策的な法定外の繰り入れについては、一定、認めていくというか、そこまで否定をしないというようなことなのかなと思っておりますが、しかし、先ほど申し上げた今の社会的な状況、これは別に大阪府だけの話じゃなくて、以前、一般質問の中でも申し上げましたけれども、2025年問題ということがあるわけですよ。

今から約10年後には、おおよそ国民の5人に1人の方が75歳以上になるというようなことを考えたときに、本当に制度として政策的な法定外繰り入れは認められたとしても、じゃあ、実際の保険の運用とか、今後、持続の可能性とか考えたときに、できるんだろうかということについては、やはりしっかりと見ていかなあかんのかなと思っております。

こういったことについて、法定外の繰り入れということについて、大阪府の方針は示されておるんですけれども、その他の都道府県について、何かお考え等について、今、示されているところがあるのか、おわかりのところがあれば、少し参考までにお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、保険料のことなんですけれども、先ほど、もし統一化されたときには、摂津市の保険はどうなるんだというお話がありましたよね。医療費水準で見ると、摂

津市は高いのでということがありました。

その反面、国民健康保険に加入をされている摂津の市民の方の所得は、比較的高いんだというところがあって、ここは正直、どうなるのか私はわからないのかなとは思っておりますが、ただ、仮に、市町村が独自に保険者となって保険を運用していくとなった場合には、保険料が上がっていくんだらうなと思っております。

そこと比較した中で、統一化もどうなのかといったことを、私は判断をしていかないかなのかなと思うんですよね。恐らく、これはデータの的なことであって、肩透かしになってしまうので、お示しはできないのかもしれませんが、もし、そこら辺のことで、府内統一化された場合、あるいは、市町村独自でこれを続けていった場合、どういった違いが出てくるのか、もし何かその考えのところがあんならば、少しお聞かせをいただきたいと思っております。抽象的な話で申しわけないんですけども、お願いをしたいと思います。

それから、請願の趣旨のところでも触れておられるんですけども、平成27年度の決算のことについてなんですけれども、趣旨の中では、支援金という表現をされておられますけれども、これは財政支援の拡充部分がございますよね。平成27年度について、ついこの間、決算がされたばかりなんですけれども、この財政支援の拡充の使い道、使い方ですよね。これが一体どのような形で使われてい

たのか、少し確認の意味でお聞かせをいただきたいなというように思います。

以上で、お願いいたします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、嶋野委員のご質問についてお答えさせていただきます。

先ほども増永委員の質疑の中で法定外の繰り入れの話でいろいろと数字を挙げさせていただきました。繰り入れをご説明をさせていただくに当たって、やはり全体の繰入額もご報告をさせていただいたほうがいいのかと思います。

平成25年度決算で事務費等も含んでおりますが、10億937万8,681円、国民健康保険への繰り入れを、法定外を含めて入れていただいております。平成26年度決算、10億4,020万484円、平成27年度決算ですね、11億9,610万5,420円、平成27年度、非常に繰入額がふえております。法定外は、ほぼ変動はございません。

これにつきまして、収支のところに飛んでしまうんですが、平成27年度、財政支援の拡充が行われました。これについては、やはり、国民健康保険の広域化ですね、国において国民健康保険の広域化が平成30年度に行うと、その前にまずは財政支援を拡充していこうと。

要は、都道府県化単位で運営するだけでは、国民健康保険はもちませんので、財政支援の拡充をセットにやっていこうと、その中で、先行的に平成27年度行われたと

ということになっております。そういった部分で、平成27年度、繰入額が大幅に増加したこととなっております。

そういった中で、順番飛びますが、平成27年度決算においては、やはりこの財政支援の拡充、予算の段階で拡充されるという情報が入っておりましたので、その部分を含めた上で、保険料算定を行っております。収支にございますように、累積赤字の穴埋めということで、収支のほうは記載はされておりますが、ここににつきましては、この財政支援の拡充も含めて、保険料を算定した上で活用と申しますか、赤字の穴埋めではなく、あくまで保険料の抑制のために活用させていただいたところでございます。

赤字に関しましては、繰り返して申しますが、国・府の努力分としての、違った部分の交付金、これが黒字の要因として挙げられているものでございます。ここも決算で申し上げましたけども、国の交付金というのは必ずもらえるものではなく、府内で上位15保険者ですね、この部分にしかもらえませんので、これはあくまでも当初予算では計上することはできませんので、こういった部分は赤字解消の活用とさせていただいたところでございます。

最初の質問に戻らせていただきます。法定外繰り入れの削減の部分でございます。確かにここににつきましては、国と府が示している部分と違いはございます。国では、保険料の減免、一部負担金の減免

については、削減すべき対象とはしておりません。府のほうでは削減すべき対象としております。

その中で、保険料抑制に関しての法定外繰り入れ、ここについては、国、府ともに削減を目指しております。そういった部分では、保険料水準と申しますか、府だからここがなくなるというわけではなく、国の考えであっても、この部分の保険料水準の引き上げは避けられないものと考えております。

それと、他の都道府県の繰り入れの状況でございますが、ここについては、私ども今、情報等はつかんでおりません。国の示しておる状況で、先ほど申しましたとおり、繰り入れについてはそういった部分が違ってきますので、他の都道府県がそこをどういった形で統一的な基準をつくられるかというところになってくると思います。

保険料の水準でございます。市独自の場であっても上がる、ここはもう、冒頭申し上げましたとおり、医療費が年々やはり高齢化に伴い上がっております。国民健康保険の被保険者はどんどん今、人数が減っていております。後期高齢者については、どんどんふえております。後期高齢者の方は、1人当たりの医療費は約100万円かかると言われております。

その中で、その後期高齢者の医療費の4割を現役世代が支援する形で拠出しております。それを考えますと、支援される後期高齢者の方がふえていく中、やはり支援

する現役世代がどんどん減っていく、やはり仕組みで申し上げますと、保険料の水準は、市単位であろうが、広域化になろうが、これはもう避けられないのではないかなと考えております。

そんな中で、国民健康保険としてこれまで市単位の運営をする中で、小さい市町村においては、高額な医薬品等が発生しておりますが、そういった方が多数出られた場合に、医療費が一気に上がります。そういった場合、赤字が発生するといった部分を、器を大きくすることによって、リスクを何とか減らし国民健康保険の財政を安定化することで、これはもう大義となつてまいります。持続可能な医療保険制度というのが、これがもう将来につなげていくのに必要な改革となつてまいります。そういった中で、今、各都道府県がいろいろ基準をどう進めていくか、やっているところでございます。

あと、平成30年度統一化とはなりますが、現時点におきましては、この運営方針の骨子にもございますように、当面は激変緩和措置というものがとられるということになっております。

それによりまして、平成30年度一気に統一料率でスタートするのではなく、ここにつきましては、議会のご承認も得る中で、何とか繰り入れを確保する中で、激変緩和措置で被保険者の保険料の激変緩和措置をとっていきたいと考えております。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 国が広域化と

いう方向性を示されたというのは、国民健康保険という制度自体が非常に、続けていくのが非常に難しい制度になっているということについては、皆さんもそのような感想をお持ちなのかなと思っておりますし、その中で、少しでも事務の効率化なんかをしていって、経費を削減していこうということがあるのかなと。

それともう一つは、冒頭申し上げましたけれども、それぞれの市町村でやっぱり高齢化率といったものが少し違ってきていると。そういったところ、やはり皆で支えていきましようというところが根本にあって、広域化という中身になっているのかなと思っておりますし、そこについては、私も同様の思いであります。

そういった中で、今まで摂津市は、いろいろな努力をされてこられたわけですよ。今年度については、保険料はアップはしておられませんが、しかし、法定外繰り入れも、これは、削減はされてるんですかね。削減をされた中で、しかし、保険料率は据え置いてということをしてこられたわけですよ。

この請願の中では、いわゆる財政支援の拡充分が累積赤字の解消、穴埋めに使われてるんじゃないかというお話だったのかなと思いたすけれども、安田課長の話、改めて、平成27年度の決算についてお聞かせいただいたんですけれども、決算のときにもおっしゃっておられましたけれども、基本的にはこれは、保険料の抑制に使って

いったんだというお話、そういった努力もされてきておられるわけですよね。

そういった努力もしてきているということがある中で、やはり、冒頭に申し上げた北摂市長会からいろいろな意見が出てきていると。やはりそういったところをしっかりと、それぞれの市町村が今まで行ってきた努力であるとか、それぞれの市町村の状況をしっかりと反映できるような形の統一化ということであるならば、私は、やむを得ないというか、そういう方向になっていくのかなと思っておりますし、ほかの都道府県の状況がどうなっていくのかは、まだ情報が余り入っていないということだったのかなと思いますけれども、今の中で、日本全体の状況を考えたときに、そこを赤字解消分でない法定外繰り入れが認められるかもしれないけれども、果たして、どうなっていくのかということを考えてみると、これは私の予想ですけど、恐らく、どんどんと法定外繰り入れをやっていくという方向にないんじゃないかなと思っております。

その中で、何度も繰り返しになりますけれども、いろいろな意見を大阪府には聞いていただくような仕組みづくり、今、これから進んでいく方向を是とした中で、もっともっとよりよいものをつくっていきましようというところで、それぞれの市町村の声も聞いていただけるような、そういった仕組みづくりのことについては、ぜひこれから担当課としても努力をし

ていっていただきたいなと思っておりますし、我々もそういったことについてはしっかりと、努力できるところについては努力していきたいなというように思っております。

以上、少し意見になりましたけれども、申し上げまして、終わらせていただきたいと思います。

○上村高義委員長 ほかに。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほど来、随分、質問も上がっておりまして、詳細について答弁もありましたので、質問というよりは意見を述べさせていただくということになると思うんですけども、この請願項目をずっと見ていきますと、財源に用途がないんだったら、本当にこういうふうにしていただいたらいいなと思うんですけど、そこはやっぱり財源も要ることだと思えますし、それを法定外繰り入れをどんどん入れていくということにも、ならないとは私は思います。

そういう意味で、大阪府のこの統一化ということに対しても、やっぱり一番気になるのは保険料ですね。これがどのようになるのかというのは、本当に気になるところでありますし、私自身もやっぱり市民の代表として、説明をしないといけないわけですから、上がりましたって言って、それで納得していただけるわけではないわけで、ここは本当に担当課としても、あらゆる手段を使って、できるだけ上がらないように努力をお願いしたいと思うんです。

同じように、後期高齢者の場合

は、多くの方が下がるということで納得をいただきました。それでも上がる人がいらっしやって、いろいろ抗議をいただきましたけども、そういうことがまた再来するということにもなりますので、またお願いしたいと思います。

その上で、その保険料についてはまだ出ていませんので、まだまだ努力の余地もあると思いますし、お願いしたいと思います。

それから、それぞれの項目につきましても、限界もあると思いますが、できるだけ現状を維持できるように、これも努力をしていただくということで、これは意見になりますけども、述べておきたいと思います。

○上村高義委員長 ほかに。

森西委員。

○森西正委員 先ほど来、他の委員さんからも質問がございましたけれども、一元化において、今回、請願を上げられておられますけれども、他市の状況ですね。他市ではどういう声になってるのか。今まで高いと言われたところが、反対に低くなると思われるところもあると思いますけれども、その点、大阪府下の中でどういう声が上がってるのか、担当のほうで把握をされてるところがあればお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○上村高義委員長 わかる範囲で。

安田課長。

○安田国保年金課長 他市の声というところがございます。資料のほうに戻らせていただきますが、共通基準の設定という、骨子の2ページのところがございます。

保険料の水準につきましては、まだ数字が出ておりませんので、この水準云々かんぬんで、他市から声が上がるといのは、今のところ余り聞いておりません。多分、試算が出た時点で、いろんなお声が出てくるとは考えてはおりますが、現時点で水準に関しては、今、出ておりません。

そんな中で、共通基準の設定という部分で申し上げますと、やはり、保険料、保険税の区分というところで、保険料にすると。先ほど、4市が税をとられてるという部分になっております。こういった部分で、保険料にするというところで、例えば時効の関係等、そういった部分で影響が出るので、税方式を採用しているところは、変更により影響が出るというようなお声も出ております。

また、②の賦課割合、賦課方式といった部分、ここ、本市には影響は出ておりませんが、こういった部分が政令どおりとは違ったやり方をされている市もございます。例えば、摂津市では、所得割、均等割、平等割の3方式でやっておりますが、2方式でやっておられるところもあります。

また、賦課割合についても、摂津市では所得割50%、均等割35%、平等割15%という形で賦課割合を設定しておりますが、ここについても、均等割と平等割を逆で設定されている市もございます。そういったところで影響が出るというふうなお声も出ております。

その他、保険料の水準とは違い

(午後 3 時 7 分 休憩)

(午後 3 時 9 分 再開)

○上村高義委員長 再開します。
討論に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、今回出された請願について討論をさせていただきます。賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険料の引き下げに関してです。2014年、2015年、連続値上げが行われました。しかし、値上げ額を大きく超える黒字が出ています。これは必要なかった値上げであり、黒字分は値下げに使うべきであります。

翌年度、翌々年度にまた支払いがふえて赤字になる可能性があるというようなご答弁が摂津市のほうからありましたけれども、そう言いながら、保険料軽減のための法定外繰り入れ約5,000万円はちゃっかり引き上げているというのは、全く道理の合わないことでもあります。市民に対して、まず保険料を元に戻す、これを行うべきだと思います。

続きまして、府内統一化についてであります。

まず、この府内統一化、二つの大きな問題があると思います。一つは、府内統一化が自治権の侵害に当たるということです。

先ほど、ワーキング・グループの選出の仕方が一本釣りであるということが出されました。また、北摂の市長会の要望書でも、全体の意見を聞いてほしいという要望が挙がるとおり、今、全体の意見を聞かずに進められている運営方

針であります。

法的根拠もなく、府内全体の合意もない、自分たちでつくった国保のあるべき姿に向けて話を進めている。これは、先ほど配られました大阪府国民健康保険運営方針骨子案、ここに、2ページに出てまいります基本的な考え方の中で、国に対し、被用者保険を含む医療保険制度の一本化を求めていく上で、今回の国民健康保険制度改革は、将来見直しに向けた通過点であるというところまで書いています。

大阪府で一つの国保を目指すんだと書かれておりますが、これは法的根拠もなく、大阪府下全体の合意の下に行われているものでもありません。自分たちの思いだけで突き走るこの運営方針案ですけれども、これを運営方針として採択させるわけにはいきません。

しかも、この基本的な考え方の中の一番最初のところに「国民健康保険は社会保険制度である。」と書かれています。国民健康保険は、社会保障制度であります。保険というのは、それぞれの加入者が自分たちの出し分で賄うという制度ですけれども、国民皆保険制度の下支えとして、社会保障制度としてつくられた国保の本来の姿をゆがめる中身の運営方針であります。これに対しては、きっぱりと反対をすべきであると考えています。

国保の自治権侵害の問題に関しては、各市議会からも意見書が上がっています。吹田市議会、和泉市議会、高槻市議会、今、3市議

会で上がっているこの意見書の中には、各市町村が低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきたものである保険料や減免制度を府内で統一し、市町村からの法定外繰り入れをなくせば、これまで低所得者の保険料軽減や市民の健康増進に努力してきた市町村ほど、保険料の大幅な値上げとなるということで、反対の決議が上がっております。

まさしく、摂津市でも、保険料減免やさまざまな健康増進、今までも努力をしてきたわけですから、これが大きな保険料値上げに、府内統一化によってなされるということが目に見えて明らかになると思います。

もう一つ、保険料の値上げについて、北海道が試算をいたしました。北海道は、道内の統一料率というふうなことは考えておりません。けれども、試算をした中で出てきたことは、2.26倍の一番最高額、37万4,300円になるところで、また、最も下がるころは、何と33%減で38万900円。上がるころは2.26倍、下がるころはたった33%というのが、北海道のシミュレーションであります。

大阪府は、今、シミュレーションを出しておりませんが、非常に大きな値上がり幅が予測される。北海道は、これを軽減するために、市町村、各さまざま手だてをとることはできるわけですが、大阪は、出てきた数字をそのまま保険料に反映するという事になっていくのがこの府内統一化であ

り、これも、何としても許すことができません。

佐賀県では、この統一化について、数少ない統一化を進めようとしている全国の県の中に大阪府以外に、奈良ですとか佐賀県とかがあるわけですがけれども、佐賀県では、市町村を集めて、その問題について議論をしたところ、県がその広域化に対して、県としての負担金を出さないのであれば、何も広域化をして統一保険料率にする必要はないということで、市町村から大きな反発が出て、県は、それを持ち帰らざるを得なかった、統一化をするかどうかも含めて、持ち帰らざるを得なかったということが伝えられております。

その大阪府がそれなりの金額を、やはりここに投入することというのは、先ほどご紹介した北摂の市長会の要望書の中にも盛り込まれておりますが、大阪府もそれをやるというようなことは、この運営方針の中でも一切書かれておりません。

こうして考えていけば、非常にメリットがないのがこの府内統一化です。自治権を侵害し、市民にとっても百害あって一利なしの府内統一化に対しては、きっぱりと反対をし、法律ではきちんと認められた賦課権限とか条例の独自の決定権とか、こういうものを今、これからはしっかりと守り抜いて、摂津市として市民のための国保運営をぜひとも行っていくように、この請願を採択していただくことを私からも委員の皆さんにお願いをして、討論を終わります。

○上村高義委員長 以上で討論を
終わり、採決します。

請願第1号を採択することに賛
成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成少数。

よって、請願第1号は、不採
すべきものと決定しました。

最後に、委員長から報告いた
します。

先ほど来、議論がされてお
りましたけども、この動きは、
去年の議長会の動きを見ます
と、大阪府議長会で「持続可
能な国民健康保険制度の確立
及び財政支援について」と題
し、新制度の移行に関して速
やかな情報提供を図るととも
に、重点要望として、都道府
県化に当たって被保険者負担
の急激な増加に対応するよう
十分な激変緩和策を講じると
ともに、現在抱える国保事業
の累積赤字について円滑な処
理ができるよう財政措置を講
じることがを求める議案を決
定しております。

そして、この議案は近畿議
長会提出議案として、全国議
長会・社会文教委員会に付託
され、可決後、昨年11月には
全国議長会要望事項として、
政府・関係省庁に要望実行活
動を行っております。

また、そういうことがある中
で、市の理事者に対して、今
後も新制度に関わる国・府の
動向等について当委員会への
速やかな情報提供を要請して
おきます。

これで、本委員会を閉会し
ます。

(午後3時18分 閉会)

委員会条例第29条第1項の
規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 森西 正